

旧統一教会に対する債権申出

のための 110 番（全国一斉電話相談会）

2026年 8月28日（金） 10時～16時

予約
不要

相談
無料



- ・ナビダイヤルでお近くの弁護士会につながります（※）
- ・特設番号のため、8月28日以外は利用できません。
- ・通話料金がかかります。050IP 電話からは利用できません。

0570 - 200 - 828

旧統一教会に対する債権申出についてのご相談を
弁護士が無料でお受けします。

旧統一教会に財産的・精神的な被害に関する損害賠償等を求める方は、清算人に対して
ご自身の債権を申し出る必要があります。

その申出期間は2027年5月20日までとされており、被害回復のほぼ
最後の局面を迎えています。

清算人に対して債権を申し出るには、ご自身の被害状況をまとめる必要があります。

債権申出の
手続きがよく
分からない

数十年前の
被害でも
請求できる？

被害を裏付け
る資料は手元
にないけど申
出できる？

親が信者の
ために、大
変つらい思
いをした

（※） 弁護士会によって、電話相談を実施していないことや実施時間が異なることがあります。その場合は他の地域の弁護士会に繋がるように設定されています。実施している弁護士会は「実施弁護士会一覧」をご覧ください。

【個人情報の取扱い】 御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、「旧統一教会に対する債権申出のための110番」の運営のために利用します。提供に同意いただいた方の個人情報に関しては、弁護士会及び全国統一教会被害対策弁護団に提供する場合があります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。